国民年金保険料免除等の申請について

保険料が未納の状態で、万一、障害や死亡といった不慮の事態が発生すると、障害基礎年金や遺族基礎年金 を受けられない場合があります。

経済的な理由で国民年金保険料を納付することが困難な場合は、保険料の納付が免除・猶予となる「保険料免除制度」「納付猶予制度(50歳未満)」「学生納付特例制度」がありますので、八峰町役場の福祉保健課で手続をしてください。申請書は窓口に備え付けてあります。

また、申請時点の2年1カ月前の月分までさかのぼって申請することが出来ます。

失業等により保険料を納付することが経済的に困難になったものの、申請を忘れていた期間がある方は、福祉保健課または鷹巣年金事務所でご相談ください。

鷹巣年金事務所 ☎0186-62-1490 八峰町福祉保健課 ☎76-4608

産前産後期間の国民健康保険税が免除されます

令和6年1月から、出産される国民健康保険被保険者の国民健康保険税の所得割額と均等割額が産前産後期間の4カ月間(多胎妊娠の場合は6カ月間)免除されます。

【免除対象期間イメージ】

	3カ月前	前々月	前月	出産予定月	翌月	翌々月	3カ月後
単胎妊娠			0	*	0	0	
多胎妊娠	0	0	0	*	0	0	

[※]令和5年度においては、令和6年1月以降の期間が免除対象となります。

【対象となる方】

令和5年11月1日以降に出産予定の被保険者の方

※妊娠85日(4カ月)以上の出産で、死産・流産・早産・人工妊娠中絶の場合も対象です。

【届出に必要な書類】

- ①軽減届出書(窓口で記入していただきます)
- ②世帯主(納税義務者) および出産される被保険者のマイナンバーのわかるもの
- ③届出される方の本人確認書類(運転免許証・マイナンバーカードなど)
- ④出産予定日が確認できるもの(母子健康手帳など)
- ※届出は出産予定日の6カ月前から受け付けます。なお、令和5年度分については令和6年1月4日(木)から受付を開始します。
- ※出産後の届出も可能ですが、その際には出産証明書など親子関係を明らかにする書類が必要な場合があります。

■問合せ先 税務会計課税務係 ☎76-4604



たむら歯科

院長 田村 誠

〒018-2673 八峰町八森字中家後4番6 TEL:0185-74-6788

〈予約制〉

診療時間	月	火	水	木	金	土	日/祝
9:00~12:30	\bigcirc	\bigcirc	\bigcirc	\bigcirc	\bigcirc	 12:00 ≢で	休
14:30~18:00	\bigcirc	\bigcirc	\bigcirc	\bigcirc	\bigcirc	休	休

◎歯科衛生士募集(パート可)

◎訪問診療しております。
詳しく知りたい方はお電話ください

∼新成人の皆さんへ~ 20歳になったら国民年金

国民年金は、年をとったとき、病気や事故で障害が残ったとき、家族の働き手が亡くなったときに、働いている世代みんなで支えようという考えで作られた仕組みです。

国民年金は、20歳以上60歳未満の方は加入することが義務付けられています。

●将来の大きな支えになります。

国民年金は20歳から60歳までの方が加入し、保険料を納める制度です。

国が責任を持って運営するため、安定していますし、年金の給付は生涯にわたって保障されます。

●老後のためだけではありません。

国民年金は、年をとったときの老齢年金のほか、障害年金もあります。

障害年金は、病気や事故で障害が残ったときに受け取れます。

また、障害年金は加入者が死亡した場合、その加入者により生計を維持されていた遺族(「子のある配偶者」または「子」)が受け取れます。

●「学生納付特例制度」

民年金

の

猶予制

学生の方は一般的に所得が少ないため、ご本人の所得が一定額以下の場合、国民年金保険料の納付が猶予される制度です。

対象となる学生は、学校教育法に規定する大学、大学院、短期大学、高等学校、高等専門学校、 専修学校および各種学校(修業年限1年以上である過程)、1部の海外大学の日本分校に在学する 方です。

●「納付猶予制度」

学生でない50歳未満の方で、ご本人および配偶者の所得が一定額以下の場合、国民年金保険料の納付が猶予される制度です。

保険料を未納のまま放置すると、年金の給付を受け取ることが出来ない場合があります。 国民年金のご相談・お手続については、下記までお問い合わせください。

> 鷹巣年金事務所 ☎0186-62-1490 八峰町福祉保健課 ☎76-4608

灯油宅配は安心と信頼のJA-SSにお任せ下さい!

定期配送の お客様は 2円/ℓ引き

お得1

定期給油いたしますので、油切れの心配が無く安心。使用量の増える 冬は残量確認や電話注文の手間が省けてラクラク補充!

お得2

新規ご契約いただいた方には**令和6年3月まで6円/2引き**での 配送をいたします!

お問合せ先 JA秋田やまもと 八森給油所 TEL.77-3003 峰浜給油所 TEL.76-3153

9 広報はっぽう 2024.1月号